平成２８年（フ）第２５号
大阪府豊中市浜２丁目15番11―210号、前住所大阪府豊中市曽根東町６丁目４番１―402号
債務者　渡辺陽子こと　渡邉　陽子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６号
大阪市生野巽南１丁目12―５アイビーフラット209号、住民票上の住所名古屋市西区枇杷島５丁目１番23号
債務者　中筋　　保（旧姓小淵）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２３号
大阪府高槻市東五百住町１丁目36番２―303号
債務者　水野　直美（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１３号
大阪府門真市栄町６番25―604号
債務者　妹尾　康正
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１４号
大阪府門真市栄町６番25―604号
債務者　妹尾　美華
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１８号
大阪府交野市梅が枝27番303号
債務者　井上　勝子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１９号
大阪府守口市八雲東町２丁目68番６号
債務者　大原　寿子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３０３号
大阪市生野区中川西１丁目６番34号　グローバルやすい　201
債務者　福垣内大雄
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８５号
大阪市鶴見区諸口２丁目４番11―101号、前住所大阪市鶴見区諸口４丁目８番14―402号
債務者　滿　　和男
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６号
大阪市鶴見区諸口２丁目４番11―101号、前住所大阪市鶴見区諸口４丁目８番14―402号
債務者　滿　　昌美（旧姓中元）
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２８号
大阪市淀川区十三東１丁目20番11―305号
債務者　松本　佑輔
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９９３号
東京都立川市栄町４丁目10番地の12第三大木荘６号
債務者　角田　淳子
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月17日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０７４号
東京都町田市本町田1750番地４
債務者　江藤　博幸
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３号
千葉県佐倉市王子台６丁目23番地31
債務者　島崎　優彦
1　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１号
熊本県八代市通町１番19号
債務者　西田美恵子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前11時
熊本地方裁判所八代支部